

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、福岡県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 31 年 3 月 14 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 31 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター、独立行政法人国立病院機構九州医療センター、独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター、独立行政法人国立病院機構福岡病院、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院、独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター、国家公務員共済組合

連合会千早病院、独立行政法人地域医療機能推進機構 J C H O 久留米総合病院、独立行政法人地域医療機能推進機構 J C H O 福岡ゆたか中央病院、地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市立こども病院、地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院、公益社団法人地域医療振興協会飯塚市立病院、社会福祉法人北九州市福祉事業団北九州市立総合療育センター、九州大学病院、久留米大学病院、久留米大学医療センター、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会福岡総合病院、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会八幡総合病院、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会大牟田病院、一般財団法人平成紫川会小倉記念病院、一般社団法人福岡県社会保険医療協会大牟田吉野病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属歯科診療所、公益社団法人福岡医療団たたらりハビリテーション病院、公益社団法人福岡医療団大楠診療所、公益社団法人福岡医療団城浜診療所、公益社団法人福岡医療団新室見診療所、公益社団法人福岡医療団粕屋診療所、公益社団法人福岡医療団たちばな診療所、公益社団法人福岡医療団千代診療所、公益社団法人福岡医療団須恵診療所、公益社団法人福岡医療団新飯塚診療所、公益社団法人福岡医療団田川診療所、公益社団法人福岡医療団直方診療所、公益財団法人健和会健和会大手町病院、公益財団法人健和会健和会大手町病院附属歯科診療所、公益財団法人健和会戸畑けんわ病院、公益財団法人健和会大手町りハビリテーション病院、公益財団法人健和会健和会京町病院、公益財団法人健和会町上津役診療所、公益財団法人健和会大里おおかわ診療

所、公益財団法人健和会大手町診療所、医療法人親
仁会米の山病院、医療法人親仁会みさき病院、医療
法人親仁会中友診療所、医療法人親仁会中央診療
所、くるめ医療生協クリニック南町（以上、福岡）、
医療法人親仁会さかき診療所（熊本）